

M&A型事業承継支援補助金

事業継続の選択肢として、事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ京都府内中小企業の課題を解決するための、円滑な経営統合等に要する経費を支援します。

<p>補助対象者</p>	<p>株式譲渡、事業譲渡等、譲渡の対象となる府内中小企業者及びその株主(大企業を除く)又は事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ府内中小企業者を引き継ぐ者(大企業を除く)で、次の①から③をすべて満たすもの</p> <p>①事業譲渡後又は引継ぎ後も常時使用する従業員の雇用の維持に努め、事業拠点を京都府内に維持・確保すること</p> <p>②令和7年4月1日から令和9年2月26日までの間に譲渡側・譲受側間で株式譲渡契約又は事業譲渡契約等を締結※したものを ※交付申請時、契約書未締結の場合は、交付決定後、実績報告までの間に締結した契約書(写し)を提出すること ただし、令和7年度に交付決定を受けた事業は令和6年4月1日以降に締結されたものも含む。 (令和7年度に交付決定を受けた補助事業については、令和7年度の交付決定通知書の写しを提出すること)</p> <p>③申請にあたり、(公財)京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センターのコーディネーターによる事前相談及び確認を受けること</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>補助上限</p>	<p>100万円 (1 譲渡契約において譲渡事業者と譲受事業者の双方からの交付申請であっても、申請を合算して補助上限を100万円とする。)</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>事業引継ぎにあたり、円滑な経営統合等に必要となる取組に要する経費(人件費除く)</p> <p>想定例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式譲渡等の譲渡契約前の譲渡企業に対する財務・労務・法務等の詳細調査費 ○引継ぎに伴う契約書等の作成、登記事項変更、就業規則等の社内規定整備のために必要となる外部専門家への業務委託費 ○引継ぎに伴い生じる事業の整理に必要な移転・移設費用

【募集期間】 令和8年4月7日(火)～ 令和9年2月26日(金) ※必着

※随時受付・審査・交付決定(ただし、補助金交付総額が当事業の予算額に達した時点で終了)

※詳細は申請の手引き及び補助金交付要領をご確認下さい。

【補助対象期間】 補助金交付決定日 ～ 令和9年2月26日(金)

※契約・発注等の行為については事前着手届により認められれば、補助金交付決定日以前の着手(令和8年4月7日以降に限る)でも補助対象期間に含めることは可能です。ただし、経費の支払いまで終わっている場合は補助対象になりませんのでご留意下さい。

<p>提出先相談</p>	<p>公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センター 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134京都府産業支援センター内 電話:075-315-8897</p>
<p>相談</p>	<p>京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課(中小企業応援センター) 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4F 電話:075-366-4356</p>

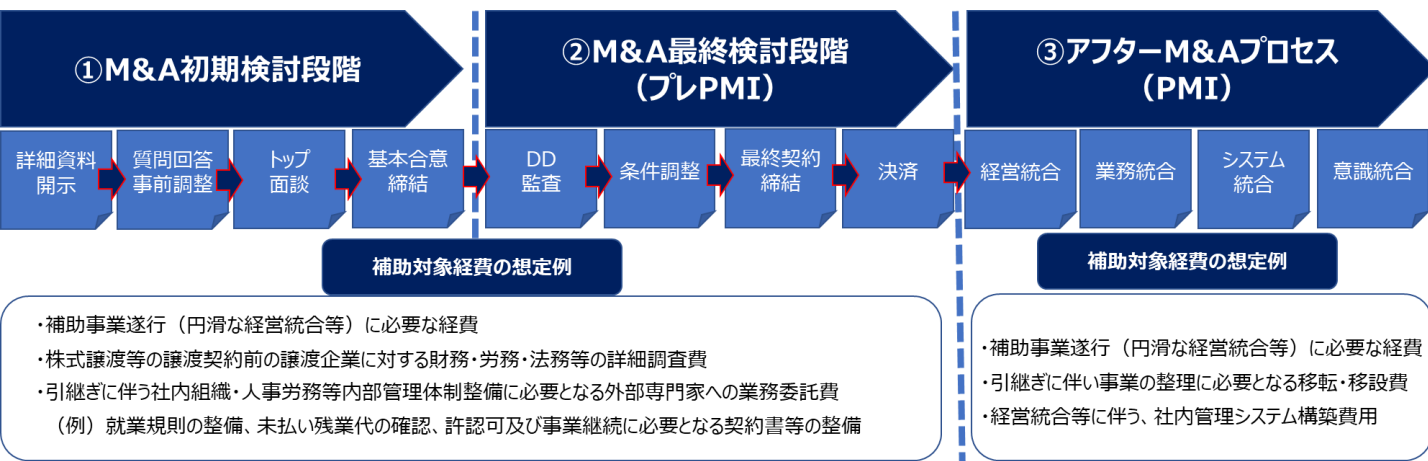
申請の手引き・提出書類様式等のダウンロードは
<https://www.ki21.jp/>

対象経費（抜粋）

費目	説明
財産購入費等 備品購入費等	補助事業遂行に必要な総務・財務システムなどのソフトウェア資産等の購入費
外注・委託費	統合に伴う社内管理システム（受発注管理・生産管理・原価管理等）の構築に要する経費、引き継ぎに伴う契約書等の作成、登記事項変更、就業規則等の社内規定整備のために必要となる外部専門家への業務委託費、株式譲渡等の譲渡契約前の譲渡企業に対する財務・労務・法務等の詳細調査費 ※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。
使用料・利用料	各種システムの月額利用料等（ただし、事前着手が認められた以降、補助対象期間内に限る）
移転・移設費	統合等に伴い生じる事業の整理に必要な移転・移設・撤去に必要な経費
その他 直接経費	事業承継を周知するための広告料、パンフレット・リーフレット等、ホームページの作成費、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費※但し、数量が個別具体的に把握可能なもののみとする。

※本補助金に関わる資産・財産管理において破棄等変更が生じる場合は、提出先窓口までご相談ください。

M&A検討からPMIまでのプロセス（例）



交付申請から事業継続等報告までのプロセス

